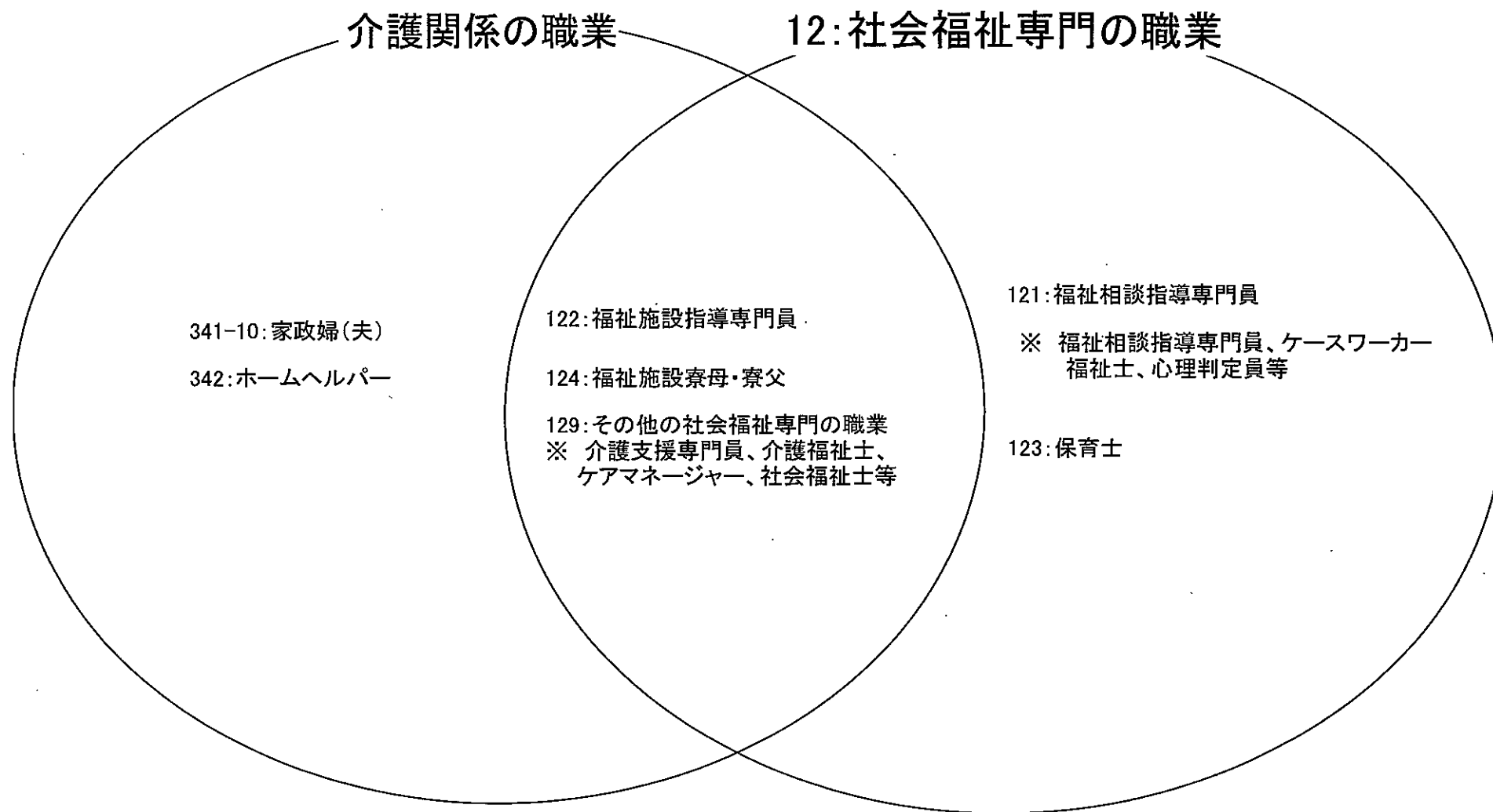


【参考】 介護関係の職業及び社会福祉専門の職業の概念図



- (注) 1. 平成11年改訂の労働省編職業分類によるものである。
 2. 「介護関係の職業」のうち、「341-10: 家政婦(夫)」と「342: ホームヘルパー」は、「E: サービスの職業」の「34: 家庭生活支援サービスの職業」に含まれる。
 3. 「12: 社会福祉専門の職業」は「A 専門的・技術的職業」に含まれる。

介護職員の労働条件等の状況

給与総額階級別従事者数の構成割合

介護職員の平均給与総額は20.8万円である。

事業所の種類別では、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設が20～25万円台の割合が高く、その他は15～20万円台の割合が高い。

また、介護職員の給与は、勤続年数や年齢の違いに留意する必要があるが、全産業と比べて低くなっている。

(単位：%)

	総数	10万未満	10～15	15～20	20～25	25～30	30～35	35～40	40万以上	不詳	平均給与総額 (万円)
介護職員	100.0	1.9	8.6	34.1	33.4	12.0	3.7	1.2	1.0	4.1	20.8
訪問介護	100.0	8.1	15.5	35.0	24.2	8.8	2.3	0.6	0.6	4.9	18.5
認知症対応型共同生活介護	100.0	3.7	21.2	45.2	19.6	3.6	0.8	0.2	0.3	5.5	17.5
介護老人福祉施設	100.0	0.3	3.1	24.0	37.8	18.6	7.2	2.8	2.2	4.1	23.4
介護老人保健施設	100.0	0.3	5.7	36.7	39.0	11.4	2.6	0.4	0.3	3.6	20.8
介護療養型医療施設	100.0	0.5	11.2	45.6	31.2	6.6	1.1	0.4	0.4	2.9	19.4

(単位：万円)

【参考】 決まって支給する現金 給与額	全産業	男性	女性
	33.0	36.8	24.2
	医療・福祉	男性	女性
	29.6	40.4	26.3
	サービス業	男性	女性
	31.3	34.8	23.5

(注) 構成割合は、常勤者の割合である。

給与総額とは、平成16年9月中に支払われた給与で、基本給のほか、通勤手当時間外手当等の諸手当を含め、税金・社会保険料を差し引く前の給与総額

なお、参考に示す「きまって支給する現金給与額」は、平成16年6月分として支給された所得税・社会保険料などを控除する前の額。
現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれる。

資料出所：介護サービス施設・事業所調査（平成16年）（厚生労働省大臣官房統計情報部）
賃金構造基本統計調査報告（平成16年）（厚生労働省大臣官房統計情報部）

【参考】 介護従事者の実賃金

		全体	月給		日給		時間給		不明
		千円	人数 (%)	千円	人数 (%)	千円	人数 (%)	千円	人数 (%)
全体		172.4	53.4	224.9	4.5	147.6	38.5	90.6	3.7
勤務形態別	常勤労働者	221.4	81.3	225.4	5.2	162.9	9.8	149.8	3.2
	短時間労働者	82.5	1.7	180.7	3.2	103.3	91.2	79.1	3.9
	定型的	100.1	4.6	182.3	6.9	106.5	84.5	92.7	4.0
	非定型的	73.8	0.3	169.8	1.4	95.4	94.4	73.2	3.9
サービスの種類別	訪問介護	111.5	21.6	206.8	1.9	154.7	72.2	76.9	4.3
	介護老人福祉施設	224.9	82.1	235.2	5.8	156.8	9.8	131.8	2.2
	介護老人保健施設	232.4	89.4	231.7	1.6	131.1	6.1	128.9	2.9
	介護療養型医療施設	224.1	90.2	229.1	2.6	187.1	5.5	100.9	1.7

実賃金：所定内賃金に加え、残業、深夜勤務、休日出勤等の諸手当等を含め、実際に支給した税込みの賃金額（賞与も含む）。
日給・時間給は、10月に支給した1ヶ月分の賃金額。（千円未満は四捨五入）

常勤労働者：正社員、非正社員に関わらず、事業場の定める所定労働時間を全て勤務する者
短時間労働者：1日の所定労働時間又は1週の労働日数が常勤労働者より少ない者

定型的短時間労働者：短時間労働者で労働日及び労働日における労働時間が定型的・固定的に定まっている労働者。

非定型的短時間労働者：短時間労働者で月、週又は日の所定労働時間が一定期間ごとに作成される勤務表により、非定型的に特定される者（登録ヘルパー等）

資料出所：事業所における介護労働実態調査（平成18年6月）（介護労働安定センター）

職種別きまって支給する現金給与額等

福祉施設介護員、ホームヘルパーの給与は、年齢が低く勤続年数が短いことに留意する必要があるが、それぞれ男性労働者・女性労働者の平均年収試算額に比べ、低額となっている。

区 分	企業規模計					年収試算額
	年 齢	勤続年数	きまって支給する		年間賞与その他特別給与額	
			現 金 給与額	所定内 給与額		
	歳	年	千円	千円	千円	千円
全労働者	40.7	12.0	330.8	302.0	905.2	4,529.2
男性労働者	41.6	13.4	372.1	337.8	1,057.8	5,111.4
女性労働者	38.7	8.7	239.0	222.5	566.4	3,236.4
福祉施設介護員(男)	32.1	4.9	227.9	214.7	577.1	3,153.5
福祉施設介護員(女)	37.0	5.1	204.3	193.3	490.6	2,810.2
ホームヘルパー(女)	44.1	4.9	198.8	187.3	376.1	2,623.7
介護支援専門員(女)	45.3	7.7	260.5	251.6	714.9	3,734.1
看護師(女)	35.4	7.0	315.6	279.5	846.3	4,200.3
看護補助者(女)	42.6	6.3	191.5	178.6	466.3	2,609.5

(注) 賃金構造基本統計調査は年収は調査していないが、下記算式により参考数値として試算した。

$$\text{年収試算額} = \text{「所定内給与額} \times 12 \text{ヶ月} + \text{年間賞与その他特別給与額」}$$

◎「きまって支給する現金給与額」とは、労働契約、労働協約あるいは、事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与額。手取額でなく、税込みの額。

現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含む。

◎「所定内給与額」とは、月間きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額以外のものをいう。

実労働時間階級別従事者数の構成割合

実労働時間でみると、介護職員の平均実労働時間は37.6時間であり、全ての事業所の種類（平均労働時間35～38時間）において40～45時間の割合が30%台で最も高い。

また、平均実働労働時間を他の産業と比べると介護職員の平均実働労働時間は長くなっている。

	総数	25時間未満	25～30	30～35	35～40	40～45	45～50	50時間以上	不詳	平均実働労働時間 (時間)
介護職員	100.0	8.2	4.3	14.8	19.2	33.4	11.0	5.4	3.8	37.6
訪問介護	100.0	17.3	5.7	9.8	13.3	31.5	10.2	7.9	4.4	35.8
認知症対応型共同生活介護	100.0	8.3	3.5	13.5	14.9	35.4	12.7	6.6	5.0	38.2
介護老人福祉施設	100.0	5.5	3.1	15.8	19.3	36.7	10.8	4.9	3.8	38.2
介護老人保健施設	100.0	6.6	4.3	16.2	21.3	31.4	11.6	5.3	3.4	37.9
介護療養型医療施設	100.0	7.4	6.7	15.8	24.7	30.1	9.6	3.0	2.7	36.8

(単位：時間)

【参考】		総実労働時間(※1)	平均実労働時間 (※2)
	調査産業計	151.2	35.3
	情報通信業	160.0	37.3
	医療・福祉	142.5	33.3
	サービス業	150.3	35.1

※1平成16年9月における総実労働時間

※2総実労働時間 $\times \frac{7}{30}$

(注) 構成割合は、常勤者の割合である。

「実労働時間」とは、平成16年9月24日から平成16年9月30日までの1週間の実労働時間（休暇や休息時間を除いた実際に働いた時間）

参考は、毎月勤労統計調査における平成16年9月の総労働時間。

「総実労働時間」とは、所定内労働時間数と所定外労働時間数との合計。「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数。「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数。「実労働時間数」とは、労働者が実際に労働した時間数。休憩時間は給与が支給されると否とに関わらず、除かれるが、いわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

資料出所：介護サービス施設・事業所調査（平成16年）（厚生労働省大臣官房統計情報部）
毎月勤労統計調査年報（平成16年）（厚生労働省大臣官房統計情報部）

勤務形態別従事者数の構成割合

介護職員を勤務形態別にみると、日勤者が38.7%と一番多い。

事業所の種類別にみると、訪問介護では日勤が約91%を占めているが、他の種類では30%前後となっている。

(単位：%)

	総数	日勤	三交替制	二交替制	変則二交替制	宿直制	その他
介護職員	100.0	38.7	15.2	23.6	13.4	1.7	7.3
訪問介護	100.0	91.4	1.0	1.2	1.3	0.6	4.5
認知症対応型共同生活介護	100.1	29.7	20.3	19.8	13.4	6.0	10.9
介護老人福祉施設	100.0	27.9	22.8	22.4	15.6	1.6	9.7
介護老人保健施設	100.0	31.4	12.3	31.4	17.5	1.0	6.3
介護療養型医療施設	100.0	26.5	15.0	40.6	12.7	1.5	3.7

(注) 構成割合は、常勤者の割合である。

日 勤： 昼間のみ勤務する形態

三交替制： 1日24時間を日勤、準夜勤、夜勤のような3組の勤務形態に分け、各組ごとに交替しながら勤務する形態

二交替制： 1日24時間を日勤、準・夜勤務などの2組に分け、各組ごとに交替しながら勤務する形態

変則二交替制：日勤者の終了時(概ね17時前後)から夜勤者が勤務を開始し、翌日の日勤始業時まで勤務する形態。ただし、深夜(概ね22時から翌日5時頃まで)は宿直勤務となる

宿 直 制： 日勤の勤務を終了した者が引き続き翌日の日勤始業時まで宿直し、翌日また日勤に就く勤務形態

資料出所：介護サービス施設・事業所調査(平成16年)(厚生労働省大臣官房統計情報部)

夜勤日数階級別従事者数の構成割合

日勤以外の介護職員の平均夜勤日数は4.4日となっており、看護職員に比べ、少なくなっている。

(単位：%)

	総数	1日	2	3	4	5	6	7	8	9日以上	平均夜勤日数 (日)
介護職員	100.0	2.1	6.7	16.1	33.5	25.4	9.3	3.1	2.1	1.7	4.4
訪問介護	100.0	6.0	12.0	8.6	20.3	18.0	12.8	7.0	4.7	10.7	5.0
認知症対応型共同生活介護	100.0	2.0	4.2	6.9	23.8	34.3	18.4	5.1	2.8	2.4	4.9
介護老人福祉施設	100.0	2.6	6.5	14.8	35.4	28.2	8.5	2.1	1.1	0.8	4.3
介護老人保健施設	100.0	1.9	6.6	19.2	36.3	22.8	7.2	2.6	1.8	1.7	4.3
介護療養型医療施設	100.0	1.4	8.9	20.1	30.5	18.0	9.0	5.0	4.6	2.6	4.4

(注) 構成割合は常勤者の割合である。

夜勤日数とは、平成16年9月中の夜勤日数(宿直含む)日勤以外の者が調査対象。

資料出所：介護サービス施設・事業所調査(平成16年)(厚生労働省大臣官房統計情報部)

【参考】

看護職員の平均夜勤回数は8.3回(三交替及び変則三交替制)、4.7回(二交替制及び変則二交替制)。資料出所：「看護職員実態調査」(平成13年)(日本看護協会)

介護職員の定着の状況等

入職率・離職率

「訪問介護員＋介護職員」の入職率は28.2%、離職率は20.2%であり、ともに全労働者の入職率(17.4%)及び離職率(17.5%)を上回っている。

		(%)	
訪問介護員＋介護職員		入職率	離職率
	計	28.2	20.2
	正社員	23.5	16.8
	非正社員	30.8	22.2
(参考) 全労働者		入職率	離職率
	計	17.4	17.5
	一般労働者	13.4	13.8
	パートタイム労働者	31.0	30.3

(注) 正社員は一般労働者よりも概念が狭く、非正社員は、パートタイム労働者よりも概念が広い。単純に全労働者の一般労働者、パートタイム労働者と介護職員の正社員、非正社員との入職率や離職率を比較するには注意が必要である。

※正社員： 雇用している労働者の雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者を除いた者。

※非正社員： 正社員以外の労働者(契約社員、嘱託社員、臨時的雇用者、パートタイム労働者)

※一般労働者： 常用労働者のうちパートタイム労働者を除いた者。

※パートタイム労働者： 常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者をいう。

ア 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで一週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

※入(離)職率： 訪問介護員＋介護職員：平成16年10月31日の従事者数に対するその後1年間の採用(離職)者数の割合

全労働者： 平成17年1月1日現在の常用労働者数に対する1月1日から12月の期間中の入(離)職者の割合

資料出所：訪問介護員＋介護職員：事業所における介護労働実態調査(平成18年6月)(介護労働安定センター)

全労働者： 雇用動向調査(平成17年)(厚生労働省大臣官房統計情報部)

勤続年数の推移

勤続年数は、産業計、福祉施設介護員、ホームヘルパーともほぼ横ばいで推移しているが、福祉施設介護員、ホームヘルパーとも産業計よりも低い水準となっている。

社会福祉施設職員等退職手当共済制度加入者の平均被共済職員期間は平成17年度で6年3月であり、平成12年度より6月短くなっている。また、退職手当給付者の平均在籍期間も短くなっている。

1. 賃金構造基本統計調査報告

(単位：年)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
産業計男女計	12.0	12.2	12.1	12.2	12.1	12.0
産業計男性	13.3	13.6	13.5	13.5	13.4	13.4
産業計女性	8.8	8.9	8.8	9.0	9.0	8.7
ホームヘルパー男女計	—	5.3	5.0	4.8	5.1	4.6
ホームヘルパー男性	—	3.0	2.6	3.7	4.1	2.8
ホームヘルパー女性	—	5.5	5.2	4.9	5.2	4.9
福祉施設介護員男女計	—	5.5	5.7	5.9	5.7	5.1
福祉施設介護員男性	—	5.3	5.8	5.8	5.6	4.9
福祉施設介護員女性	—	5.6	5.7	5.9	5.8	5.1

2. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度加入者

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
平均被共済職員期間	6年9月	6年6月	6年5月	6年4月	6年3月	6年3月
平均年齢	37歳3月	37歳3月	37歳3月	37歳5月	37歳6月	37歳9月
退職者数	59,659	63,325	69,345	77,441	85,208	93,341
退職率 (%)	12.83	12.41	12.60	13.18	13.61	14.12

3. 退職手当給付者の平均在籍期間

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
給付人数	44,380	53,949	51,176	60,050	65,392	71,023
平均在籍期間	6年0月	5年9月	5年8月	5年8月	5年8月	5年7月

(参考) ※介護労働安定センターの「事業所における介護労働の実態調査」によれば、平成17年11月の平均勤続年数は3.4年。平成14年は3.3年。

※平成16年厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」によれば、介護職員の平均勤続年数は、5.2年（訪問介護4.2、認知症対応型共同生活介護2.3、介護老人福祉施設6.5、介護老人保健施設5.1、介護療養型医療施設5.4）

※平成16年厚生労働省「社会福祉施設等調査」によれば、従事者の平均勤続年数9.2年（介護職員7.1年）

※平均被共済職員期間とは、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している施設等職員の平均加入期間

潜在的介護福祉士の状況

介護等の業務に従事していない、いわゆる潜在的介護福祉士は、推計すると約18万人（平成18年9月末現在の登録者数約41万人に対して約4割）となっている。

介護福祉士会が会員に対して行った調査では、潜在的介護福祉士のうち約5割がいずれは介護業務に従事したい意向を持っている。

介護保険事業に従事する介護職員 約100万人

介護福祉士資格取得者約41万（平成16年9月末現在）※

介護保険事業に従事する
介護福祉士 約22万人

介護保険事業以外に従事する
介護福祉士 約9千人

介護保険事業以外に従事する介護職員 約2万6千人

潜在的介護福祉士
約18万人

約半分がいずれは介護
業務に従事したいとの意向

1年以内になりたいと考えている
:10.6%
将来的にはしたいと考えている
:38.8%

介護の職場への復帰の促進
都道府県福祉人材センターによる潜在的介護福祉士に対する再研修等の重点的实施（平成19年度予算（案））等

※ 介護福祉士資格取得者数については、できる限り時点をそろえるため、平成16年9月末現在の人数を用いているが、平成18年5月末現在では約54万5千人となっている。

資料出所：介護保険事業の介護職員・介護福祉士数：介護サービス施設・事業所調査（平成16年10月1日）（実人員ベース）
介護保険事業以外の介護職員・介護福祉士数：社会福祉施設等調査（平成15年10月1日現在）（実人員ベース）＜介護福祉士数が分かる施設のみ＞
不就労介護福祉士の就労意向：介護福祉士現況調査（平成14年3月）介護福祉士会調査

現在の仕事や勤務先を選んだ理由

介護職員の現在の仕事や勤務先を選んだ理由は、「働きがいのある仕事だと思ったから」、「自分の能力・個性・資格が生かせると思ったから」が多くなっており、「給与」や「労働条件」の割合よりも、本人の仕事内容に対する意欲の割合が高くなっている。

(単位：%)

職 業 種 事業所の種類	総 数	働きがいのある仕事だと思ったから	自分の能力・個性・資格が活かせると思ったから	子どものころからの希望だったから	給与等の収入が多いから	労働時間、休日等の労働条件がよいから	通勤が便利だから	その他
介護職員	100.0	64.6	36.8	6.4	4.8	10.4	35.2	10.1
訪問介護	100.0	64.0	44.1	2.7	5.1	19.4	34.1	10.0
認知症対応型 共同生活介護	100.0	65.2	40.2	5.0	3.4	8.1	33.0	10.2
介護老人福祉施設	100.0	67.6	35.0	7.5	5.4	6.0	33.8	9.8
介護老人保健施設	100.0	63.2	37.0	8.1	4.1	9.5	36.0	9.9
介護療養型医療施設	100.0	59.8	28.2	5.3	5.7	14.9	40.5	11.5

(注) 構成割合は常勤者の割合である。

資料出所：介護サービス施設・事業所調査（平成16年）（厚生労働省大臣官房統計情報部）

仕事をしていく上での不満や悩み

介護職員の仕事をしていく上での不満や悩みは、「給与等収入が低い」が最も多く、次いで「有給休暇を取りにくい」となっており、現在の仕事や勤務先を選んだ理由とは反対に労働条件での不満や悩みの割合が高くなっている。

(複数回答)

(単位：%)

職 業 種 事業所の種類	総 数	給与等収入が低い	労働時間が希望に合わない	有給休暇を取りにくい	入所者(利用者)とのコミュニケーションがうまくとれない	仕事がつくて体力的に不安がある	業務の負担や責任が大きすぎる	自分の能力を伸ばすゆとりがない	自分の資格や能力が評価されない	他の職員との関係がうまくいかない	仕事の内容に展望がもてない	その他	特にない
介護職員	100.0	47.8	8.3	43.9	3.4	26.8	29.9	20.2	10.4	7.8	14.8	13.0	13.1
訪問介護	100.0	36.0	10.7	31.8	2.4	15.0	25.7	17.9	7.7	5.7	10.1	12.8	21.7
認知症対応型 共同生活介護	100.0	47.3	9.8	35.4	4.6	11.4	19.2	14.5	7.7	7.6	9.6	14.9	19.5
介護老人福祉施設	100.0	42.7	8.8	51.0	3.9	32.4	36.4	22.3	10.2	8.6	16.0	14.2	10.0
介護老人保健施設	100.0	57.1	7.0	47.5	3.4	29.0	32.1	21.2	12.1	8.0	17.1	11.9	9.5
介護療養型医療施設	100.0	54.9	5.2	37.3	2.4	34.1	19.9	19.4	12.5	7.8	16.3	11.1	14.1

(注) 構成割合は常勤者の割合である。

資料出所：介護サービス施設・事業所調査(平成16年) (厚生労働省大臣官房統計情報部)

転職理由

介護福祉士の転職理由は「仕事にやりがいがない」、「職場の人間関係」、「給与が低い」の順で多くなっている。

(複数回答)

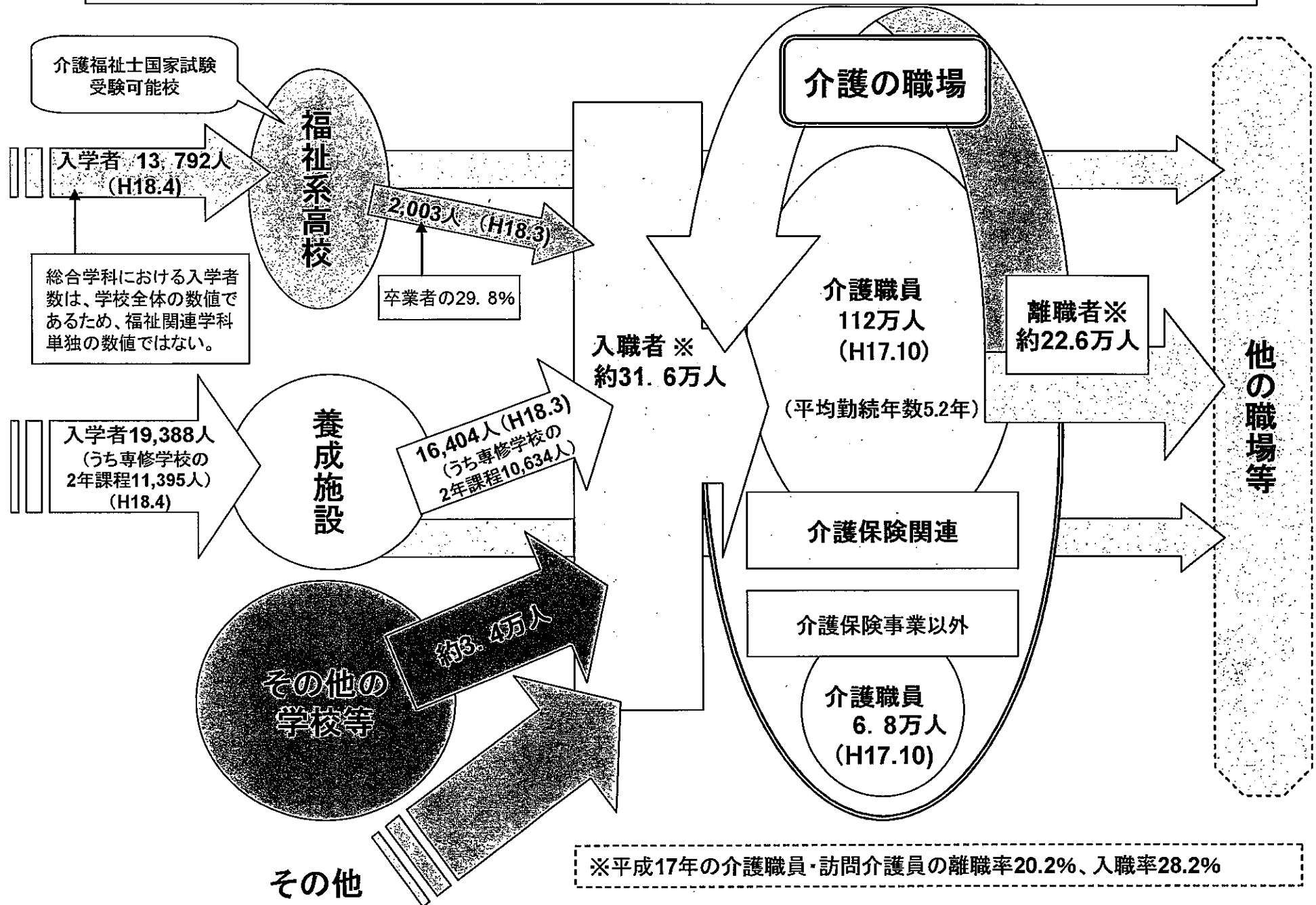
(単位：%)

理由 調査年月	回答者数 (単位：人)	仕事にやり がいがない	職場の人間 関係	給与が低い	昇進等、将 来の見通し がない	結婚のため	体調を崩し た	転居のため	労働条件が 悪い	仕事の内容 がきつい	出産・育児 のため	夜勤や不規 則勤務等有 る	社会的に評 価が低い	体力に自信 がない	親や知人等 に反対され た	その他	無回答
平成15年2月	4,058	23.7	15.4	14.9	11.4	12.4	10.6	11.3	8.5	7.7	10.6	7.4	4.5	2.9	0.8	29.5	5.1
平成17年2月	3,293	20.5	17.1	15.0	12.7	10.6	9.8	8.9	8.2	8.2	7.2	6.0	4.6	3.3	0.7	30.2	11.3

(注) 日本介護福祉士の会員を対象とした調査。調査対象者数は、平成15年は14,500人、平成17年は12,000人。回収率は、平成15年は29.8%、平成17年は29.5%

資料出所：「第6回介護福祉士の就労実態と専門性の意識に関する調査（平成17年3月）」（社団法人日本介護福祉士会）

介護労働者の流れ(イメージ)



介護職員数の将来推計

介護職員数の将来推計

I 介護サービス対象者数の推計

○ 要介護認定者等数、介護保険利用者数及び後期高齢者(75歳以上)数の推計

単位:万人

		平成16年 (2004)	平成20年 (2008)	平成23年 (2011)	平成26年 (2014)	平成36年 (2024)	平成42年 (2030)
要介護認定者等数	予防効果なし 【A】	410	520	580	640	—	—
	予防効果あり 【B】	—	500	540	600	—	—
【C】		330	410	450	500	—	—
介護保険利用者数	うち 施設	80	100	100	110	—	—
	うち 在宅	250	310	350	390	—	—
後期高齢者(75歳以上)数 【D】		1110	1290	1430	1530	1980	2100

＜出典＞ 要介護認定者等数 : 第18回社会保障審議会介護保険部会(平成16年10月29日)資料

介護保険利用者数 : 第19回社会保障審議会介護保険部会(平成16年11月15日)資料

後期高齢者(75歳以上)数 : 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口(平成14年1月推計)」

(注1) 介護保険利用者数【C】は、現行の要介護認定者等数【A】がベース。なお、要介護認定者等数と一致しないのは、入院、家族介護等により、介護保険の利用率が8割程度であるため。

(注2) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口(平成14年1月推計)」によると、2030年が後期高齢者数のピーク。

II 介護保険事業に従事する介護職員数(常勤換算数)の推計

○ 平成16年の介護職員数(65.8万人)を基準に、Iの各推計と同じ伸び率で増加すると想定して算定

単位:万人(常勤換算数)

いずれの推計を使用しても、平成26年の介護職員数は90～100万人程度であり、今後10年間で年間平均2.5～3.5万人程度の増加と見込まれる。		平成16年 (2004)	平成20年 (2008)	平成23年 (2011)	平成26年 (2014)	平成36年 (2024)	平成42年 (2030)
	【A】のケース	65.8	83.5	93.1	102.7	—	—
	【B】のケース	施設 26.8 在宅 39.0	80.2	86.7	96.3	—	—
	【C】のケース		81.9	88.1	97.7	—	—
	【D】のケース		76.5	84.8	90.7	117.4	124.5

＜出典＞ 平成16年の介護職員数 : 平成16年介護サービス施設・事業所調査

(注3) 介護職員は、介護保険施設及び居宅サービス事業所等における従事者のうち、介護福祉士、訪問介護員等の介護関係業務に従事する者をいう。

(注4) 【C】のケースの推計は、施設・在宅別に推計したものを合計したもの。

○ 参考：介護職員数を実数ベースで算定したもの

単位：万人(実人員)

いずれの推計を使用しても、平成26年の介護職員数は140～155万人程度であり、今後10年間で年間平均4.0～5.5万人程度の増加と見込まれる。

	平成16年 (2004)	平成20年 (2008)	平成23年 (2011)	平成26年 (2014)	平成36年 (2024)	平成42年 (2030)
【A】のケース	100. 2	127. 1	141. 7	156. 4	—	—
【B】のケース	施設 29. 8 在宅 70. 4	122. 2	132. 0	146. 6	—	—
【C】のケース		124. 6	135. 9	150. 8	—	—
【D】のケース		116. 4	129. 1	138. 1	178. 7	189. 6

＜出典＞ 平成16年の介護職員数：平成16年介護サービス施設・事業所調査

(注5) 【C】のケースの推計は、施設・在宅別に推計したものを合計したもの。

※ 平成16年の介護職員数の、常勤職員と非常勤職員の内訳

施設：常勤25. 9万人(86. 7%)、非常勤 4. 0万人(13. 3%)

在宅：常勤33. 4万人(47. 5%)、非常勤37. 0万人(52. 5%)